

法第 35 条（避難施設等）

窓その他の開放できる部分の取扱い

クレセント等の手動開放装置が床面から高さ 2 m 以内に設けられている開口部は、令 116 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「開放できる部分」として扱う。

フック棒による開放、電気式・電池式遠隔操作による開口部は、令 126 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する「手動開放装置」とは取り扱わない。